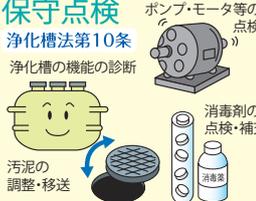


浄化槽を正しく使う3つの責任

～清掃の他にも、保守点検や法定検査が法律により義務付けられています～

項目	作業の内容	必要回数	作業の依頼先
清掃 浄化槽法第10条 	浄化槽で発生する余剰汚泥やスラムが溜まっていくと、十分に汚水の処理がされなかったり、悪臭の原因になります。そのため、余剰汚泥やスラムを取り除き、浄化槽の装置や機械類を掃除します。	年1回以上 浄化槽の種類、使用状況等により回数が異なります。	清掃には専用の機材や知識が必要です。下表のお問い合わせ先②や各市町村の許可を受けた清掃業者にご相談ください。
保守点検 ポンプ・モーター等の点検 浄化槽法第10条 浄化槽の機能の診断 	浄化槽の正常な機能を維持するために、浄化槽の装置や機械類の点検・修理・調整や、消毒剤の補充等を行います。	年3回以上 浄化槽の種類や大きさ、使用状況等により回数が異なります。	保守点検には専用の機材や知識が必要です。下表のお問い合わせ先②・③や県または鳥取市（東部地区にお住まいの方対象）で登録を受けた保守点検業者にご相談ください。
法定検査 浄化槽法第7条・11条 	保守点検・清掃が適正に実施されているか、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを水質検査・外観検査・書類検査により判断します。	設置後検査 使い始めて3か月を経過した日から5か月以内 定期検査 年1回	県の指定検査機関である（公財）鳥取県保健事業団が検査をします。検査時期が近付くと受検案内が届きますので、検査を行ってください。詳しくは下表のお問い合わせ先①にご相談ください。

注意：保守点検、清掃時に業者から渡される「記録票」は、3年間保存してください。法定検査（定期検査）を受検するときに必要となります。

よくある質問



浄化槽の適正な清掃を行い、美しい環境を守りましょう

Q1 浄化槽の清掃とは何ですか？

浄化槽に流れ込んだ汚水は、沈殿・浮上といった処理と微生物の働きによる生物作用によって浄化されますが、この過程で微生物が処理しきれない余剰汚泥や、微生物が分解した後の残りカス（スラム）が発生します。これらが溜まり過ぎると、浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因となります。また、汚泥が側溝や河川に流出した場合は、地域の水環境に重大な影響を与えることになります。そこで、浄化槽内から余剰汚泥やスラムを引き抜き、浄化槽の装置や機械類を洗浄する作業が必要になります。これを「清掃」と言い、法律で年1回以上の清掃が義務付けられています。

Q2 使用の人数や時間が少なく汚泥が溜まりませんか。清掃が必要ですか？

浄化槽の清掃は、浄化槽内に溜まった余剰汚泥やスラムを引き抜き他に、浄化槽内の破損等の確認や性能維持の為に洗浄等の役割も担っています。性能の低下を防ぐ為にも、年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽は概ね6か月に1回以上）の清掃が必要です。

Q3 知人の家と料金が違います。なぜですか？

清掃料金については、浄化槽の種類や大きさ、清掃箇所等によって料金が異なります。また、浄化槽の状態によっても余剰汚泥やスラムの引き抜き量が異なるため、浄化槽ごと、清掃ごとに料金が異なる場合があります。市町村から浄化槽清掃の許可を受けた業者に事前にしっかりと確認を行ってください。



お問い合わせ先

内容	浄化槽の設置場所	連絡先
①法定検査の依頼	東部地区、中部地区	（公財）鳥取県保健事業団 本部 環境検査課 〒680-0061 鳥取市立川町6-176 電話 0857-30-4859
	西部地区	（公財）鳥取県保健事業団 西部健康管理センター 環境検査課 〒689-3547 米子市流通町158-24 電話 0859-21-3343
②清掃・保守点検の相談	東部地区	（一財）鳥取県浄化槽協会東部支部 〒680-0801 鳥取市松並町2-160 電話 0857-26-9597
	中部地区	（一財）鳥取県浄化槽協会中部支部 〒682-0025 倉吉市八屋207-1 電話 0858-26-5197
	西部地区	（一財）鳥取県浄化槽協会西部支部 〒683-0805 米子市西福原5-9-59 電話 0859-32-7570
※浄化槽清掃業の許可業者については、各市町村役場へお問い合わせください。		
③浄化槽全般に関するお問い合わせ（清掃を除く）、各種届出について	東部地区	※鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町は各市町村役場が窓口です。
	中部地区（三朝町）	鳥取県中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 〒682-0802 倉吉市東蔵城町2 電話 0858-23-3278
	西部地区 （日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町）	鳥取県西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 〒683-0054 米子市靴町1-160 電話 0859-31-9322
※米子市、境港市、日野町は各市町村役場が窓口です。		

あなたのお宅の浄化槽
毎年清掃していますか？

浄化槽の適正な清掃について

浄化槽は、トイレや台所、お風呂等の生活排水を微生物のはたらきにより浄化処理し、放流する設備で、地域の水環境や生活環境の保全、公衆衛生の向上等、皆さんの快適で清潔な生活を守るとも重要な役割を担っています。

浄化槽の保守点検や清掃を怠ると、正常な処理機能が損なわれ、汚物が側溝や河川等に流出し深刻な問題になるおそれがあります。

浄化槽の清掃の必要性を御理解いただき、適正な清掃を実施していただきますよう御協力をお願いします。

適正に清掃されていない浄化槽



このまま放置すると...

汚物が
流出

清掃すると...

清掃を
実施

適正に清掃された
浄化槽



地域の水環境に重大な影響を与えるだけでなく
様々なトラブルが発生します

河川の濁り



不快なおい



洗剤の泡立ち



出典：環境省作成リーフレット「浄化槽」を使って、身近な水をきれいにしましょう！より

- ◇悪臭・近隣トラブル
- ◇水環境の悪化
- ◇生活環境の悪化



浄化槽の清掃は、年1回以上実施することが、浄化槽法で義務付けられています

*清掃を実施しない場合は、行政による指導、罰則につながります